

## 岩倉市チャイルドシートのリサイクル使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市民の交通安全に寄与するためチャイルドシートのリサイクル使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 チャイルドシートをリサイクル使用できる者は、市内在住者とする。

(リサイクル使用申請)

第3条 チャイルドシートをリサイクル使用しようとする者は、リサイクル使用申請書(様式第1)を市長へ提出し、許可を得て、使用者責任において使用するものとする。

(使用費用等)

第4条 チャイルドシートのリサイクル使用料は無料とし、使用数量は、1世帯1台とする。

(使用期間)

第5条 チャイルドシートのリサイクル使用期間は、使用開始日から6か月以内とし、期間終了後速やかに市に返還するものとする。

(損害の賠償)

第6条 リサイクル使用したチャイルドシートを使用者が故意又は過失により、破損、汚損又は紛失した時は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、賠償を免除することができる。

(使用の解除)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、リサイクル使用を解除することができる。

- (1) 使用者が、この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 特別な事由により使用ができなくなったとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

